

再資源化施設の基本単価一覧表への掲載審査要領

長崎県土木部

## 第1章 総則

### 第1条 適用

1. この再資源化施設の基本単価一覧表への掲載審査要領(以下 審査要領)は、長崎県が発注する建設工事により発生した産業廃棄物が適正に処理できる処理業者であるかを審査し、基本単価一覧表へ処理業者名と処理価格を掲載するためのものである。  
。
2. 基本単価一覧表に掲載する産業廃棄物の種類は下記に示すものとする。
  - イ. 木くず(伐採材、伐根材、解体材等)
  - ロ. コンクリート・アスファルト塊
  - ハ. 建設汚泥

### 第2条 対象者

この審査要領により申請を行うことができる事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第4項の許可を受けたものであること。かつ、許可の事業区分が再生利用を目的とした中間処理である事業者とする。但し、建設汚泥については、中間処理後の量に対して概ね10%以上再資源化を行っている事業者について対象とする。なお、再資源化率については、建設汚泥の再資源化率表(様式-9)により確認するものとする。

### 第3条 掲載期間

この審査要領により審査を受け、基本単価一覧表に掲載された処理業者名及び処理価格の掲載期間は、当該年度の3月31日までとする。但し、審査要領第2章第2条により更新できるものとする。

## 第2章 申請

### 第1条 新規掲載申請施設

#### 1. 基本単価一覧表への新規掲載申請

- イ 産業廃棄物の再資源化施設を開設し、公共工事の積算資料である基本単価一覧表への処理業者名及び処理価格の掲載を希望する事業者は、再資源化施設の所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ別表1の申請書類を2部提出しなければならない。
- ロ 基本単価一覧表への掲載は、月1回を原則とし、審査完了月の翌月に掲載する。  
申請の期間は土曜日、日曜日、祝日を除いた4月1日から12月28日までとする。

#### 2. 書類審査及び現地調査

地方機関の検査指導幹(以下 検査指導幹)は、提出書類の内容を審査し、問題がな

ければ速やかに現地調査票に基づき現地調査を行う。また、問題がある場合は事業者の指導を行う。

3. 申請書審査後の取り扱い

検査指導幹は、申請書内容の審査及び現地調査終了後、速やかに現地調査票を添えて長崎県土木部長へ副申するものとする。

4. 基本単価一覧表への掲載審査

長崎県土木部長(以下 土木部長)は、申請書類及び現地調査結果をもとに適正に再資源化がなされていると判断した場合は、基本単価一覧表へ処理業者名と処理価格を掲載する。(審査項目は別表2による。)

適正に再資源化されていないと判断した場合は、不掲載とする。

5. 掲載通知書の送付 様式-3

土木部長は、第1条第4項により基本単価一覧表に掲載する場合は、掲載通知書を事業者へ通知する。

6. 不掲載通知書の送付 様式-4

土木部長は、第1条第4項により不掲載と判断された場合は、不掲載通知書を事業者へ通知する。

第2条 更新掲載施設

1. 更新掲載 様式-10

更新申請を行う事業者は、別表3の更新申請書類を1部作成し、12月から1月末日までに、土木部長に提出するものとする。

2. 更新完了通知書の送付 様式-11

土木部長は、第2条第1項により基本単価一覧表に更新掲載する場合は、更新完了通知書を事業者へ通知する。

3. 掲載施設の現地調査(中間検査)

検査指導幹は、基本単価一覧表に掲載中の施設について、年1回(7~8月)に現地調査票に基づき現地調査(中間検査)を行い、調査後現地調査票を土木部長へ提出する。

ただし、新規申請を行い、基本単価一覧表に掲載を始めた日の属する年度は、中間検査を省略できるものとする。

土木部長は、現地調査(中間検査)の結果により不備があった施設について、基本単価一覧表の掲載を取り消すものとする。

4. 不掲載通知書の送付 様式-4

土木部長は、掲載の取消となった事業者に不掲載通知書を通知する。

第3条 基本単価一覧表への再掲載申請

掲載中止を受けたが、再掲載を希望する事業者は、問題や不備等を改善した上で、再資源化施設の所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ別表1の申請書類を2部提出しなければならない。(その後の手続きは新規掲載申請と同様とする。)

#### 第4条 変更の届出 様式－6

事業者は、申請事項に変更があった場合は、変更があった日から14日以内に、土木部長に届出なければならない。

ただし、価格の変更については、変更する日より1ヶ月以上前に届出なければならない。

#### 第5条 不正行為への対応

##### 1. 不正行為への対応

土木部長は、基本単価一覧表への掲載申請がなされた産業廃棄物処分場のなかで、提出書類の不備や、品質不良、その他重大な問題が発覚した場合には、基本単価一覧表より即時掲載を取消ものとする。

##### 2. 不掲載通知書の送付 様式－5

土木部長は、掲載の取消となった事業者に不掲載通知書を通知する。

#### 第6条 通知書に対する質問

##### 1. 質問書提出 様式－7

事業者は、土木部長より通知された不掲載通知書の内容に対して疑義がある場合は、通知を受けた日から14日以内に書面にて土木部長に説明を求めることができる。

##### 2. 質問書に対する回答 様式－8

土木部長は、説明を求められた日から14日以内に書面により回答する。

#### 附 則

この要領は、平成15年 4月 1日より施工する。

この要領は、平成20年 4月 1日より施工する。

この要領は、平成21年 4月 1日より施工する。

この要領は、令和 3年 8月 1日より施工する。

別表1 申請書類一覧

申請書必要項目	提出判断表		
	木くず	コン	汚泥
① 申請書 様式-1	○	○	○
② 産業廃棄物処分業の許可証 (写)	○	○	○
③ 関係図面 (位置図、場内平面図等)	○	○	○
④ 再資源化施設の現況写真(処理機械、資材置き場、場内全体写真、製品管理状況、製品等)	○	○	○
⑤ 処理価格表(木くず(伐採材)、根株、解体材等m <sup>3</sup> 当たり単価) 処理価格表(アス殻、コン殻等のt当たり単価) 処理価格表(泥土、廃ベントナイトのm <sup>3</sup> 当たり単価)	○	○	○
⑥ 再生材の購入先及び処理土の処分先が確認できる資料 (売買契約書、納品書、領収書、処理委託契約書等の(写))	○	○	○
⑦ 建設汚泥の再資源化率表 様式-9			○
⑧ 不掲載同意書 様式-2	○	○	○

別表2 審査項目

① 産業廃棄物処分業許可証を取得しているか。
② 事業範囲及び種類が申請書内容と一致しているか。
③ 再生材が製品として管理保管されているか。
④ 有価物として売買されているか。
⑤ 建設汚泥において中間処理後の量に対して概ね10%以上再資源化されているか。
⑥ 上記以外に再資源化施設審査委員会が必要と認めた項目。

別表3 更新申請書類一覧

申請書必要項目	提出判断表		
	木くず	コン	汚泥
① 掲載更新申請書 様式-10	○	○	○
② 産業廃棄物処分業の許可証 (写) 更新申請中においては、申請書の写し	○	○	○
③ 建設汚泥の再資源化率表 様式-9			○

※処理価格表は別途調査を行いますので、更新申請時は不要です。

様式－ 1

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県土木部長 様

事業者名 〇〇〇〇  
役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

### 産業廃棄物処分場処理価格の基本単価一覧表掲載申請書

標記について、下記のとおり処理場が許可されましたので、基本単価一覧表への処理価格の掲載を、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1. 産業廃棄物処分場の場所 〇〇市・郡 〇〇町 〇〇番地
2. 産業廃棄物処分場の許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
3. 許可年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
4. 会社の所在地 〇〇市・郡 〇〇町 〇〇番地
5. 担当者氏名 〇〇〇〇〇
6. 連絡先  
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇  
FAX 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
7. 提出書類 一式

様式－2

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県土木部長 様

事業者名 〇〇〇〇

役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

## 不 掲 載 同 意 書

基本単価一覧表掲載中に、申請した内容に反した行為等があった場合には即時不掲載

にされても異義はありません。

様式－3

〇〇 建企 第 〇〇 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

事業者名 〇〇〇〇  
役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

長崎県土木部長 〇〇〇〇

## 掲 載 通 知 書

提出された申請書について審査した結果、基本単価一覧表に掲載することと致しましたので通知します。

但し、下記項目に該当した場合は、掲載を即時取消ものとする。

### 記

- ①有価物として販売できる状態の製品を製造していない場合。
- ②提出した書類と処理場の施設が合致していない場合。
- ③産業廃棄物処分業許可を取消された場合。
- ④建設汚泥において中間処理後の量に対して概ね10%以上再資源化されていない場合。
- ⑤その他



様式－４

〇〇 建企 第 〇〇 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

事業者名 〇〇〇〇  
役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

長崎県土木部長 〇〇〇〇

## 不 掲 載 通 知 書

- ・申請された書類及び現地調査において不備がありましたので、
  - ・基本単価一覧表に掲載している貴社の処理価格について、
- 理由にあてはまる方を記載する。

下記の理由により不掲載にすることと致しましたので通知します。

### 記

#### 1. 不掲載の理由

提出された申請書及び現地調査の結果〇〇〇 に不備があった。

産業廃棄物処分業の許可の取消

建設汚泥において中間処理後の量に対して概ね10%以上再資源化がされていないため。

その他

など

様式－5

〇〇 建企 第 〇〇 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

事業者名 〇〇〇〇  
役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

長崎県土木部長 〇〇〇〇

## 不 掲 載 通 知 書

標記について、下記理由により不掲載にすることと致しましたので通知します。

記

1. 不掲載の理由

様式－6

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県土木部長 様

事業者名 〇〇〇〇

役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

### 産業廃棄物処分場処理価格の基本単価一覧表掲載申請書の変更届

このたび、提出した申請書類に変更が生じたので、下記理由により報告いたします。

#### 記

1. 産業廃棄物処分場の場所 〇〇市 〇〇町 〇〇番地

2. 産業廃棄物処分業の許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

3. 変更理由

変 更 項 目	変 更 理 由

4. 連絡先 TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

FAX 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

様式－7

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県土木部長 様

事業者名 〇〇〇〇

役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

## 通 知 書 に 対 す る 質 問 書

標記について、〇〇建企第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日付けの不掲載通知書について疑義がありますので、下記の質問に対して御説明願います。

記

### 1. 質 問

様式－ 8

〇〇 建企 第 〇〇 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

事業者名 〇〇〇〇  
役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

長崎県土木部長 〇〇〇〇

## 質 問 書 に 対 す る 回 答 書

貴社からの〇〇年〇〇月〇〇日付け通知書に対する質問書に対して下記のとおり回答  
します。

記

1. 回 答

建設汚泥の再資源化率表

処 理 方 法	受 入 量	中間処理後の量	資源化量	再資源化用途記入欄
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
合 計	A m <sup>3</sup>	B m <sup>3</sup>	C m <sup>3</sup>	
再資源化率 (%)	C / B × 100			%

備考

1. 処理方法

処理方法を脱水、乾燥など複数使用している施設は、処理方法毎に区分し記入する。但し、脱水後、焼成処理を行うように、同一汚泥が複数の処理をまたがる場合については、最終の処理方法とする。

2. 受入量

水分を含んだ受入時の量とする。

3. 中間処理後の量

各処理方法により処理された処理後の汚泥の量とする。

4. 再資源化量

処理方法毎の再資源化量が判別できない場合は合計量のみ記載でもよい。但し、合計量が確認できる資料を整備しておくこと。

5. 再資源化用途記入欄

再資源化した用途を記入する。

例) 埋戻材(公共工事用)  
資材の原料(セメント) など

6. 再資源化率

中間処理された量に対する再資源化された量の合計の割合を%で表す。

様式－１０

〇〇年〇〇月〇〇日

長崎県土木部長 様

事業者名 〇〇〇〇

役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

## 掲 載 更 新 申 請 書

基本単価一覧表に掲載されています処理業者名及び処理価格の掲載更新を申請  
します。

添付資料

産業廃棄物処分業の許可証（写）

建設汚泥の再資源化率表（様式－９）

様式－ 1 1

〇〇 建企 第 〇〇 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

事業者名 〇〇〇〇  
役職・代表者名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

長崎県土木部長 〇〇〇〇

## 更 新 完 了 通 知 書

貴社からの〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請がありました処理業者名及び処理価格について更新手続きが完了しましたので通知します。

記

1. 掲載有効期限 年 3月31日まで



## 再資源化施設の現地調査票 (木くず、コン・アス塊)

再資源化施設の 事業者名

代表者名

処分施設所在地

市(郡)

町(村)

審 査 項 目	判 断 基 準	判 定 欄
1. 許可証(写)・番号	許可されている施設で再資源化されているか	
2. 許可内容	許可証に記載されている産業廃棄物の種類及び施設が申請書内容と一致しているか	
3. 再生材管理状況	製品として売却できる状態で管理保管しているか。	
4. 再生材の取り扱い	有価物として、売買されているか	
総合判断及び意見		
<p>※ この調査は、再資源化が適正に実施されているかを確認するもので、施設の設備や機械、周辺への影響については、許可権者の調査項目である。もし、調査中に問題点等を発見した場合は、直接指導しないで、許可権者へ問題点を通知すること。</p>		

調査年月日

年

月

日

調 査 者

## 再資源化施設の現地調査票(建設汚泥)

再資源化施設の 事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

処分施設所在地 \_\_\_\_\_ 市(郡) \_\_\_\_\_ 町(村) \_\_\_\_\_

審 査 項 目	判 断 基 準	判 定 欄
1. 許可証(写)・番号	許可されている施設で再資源化されているか	
2. 許可内容 建設汚泥処理方法  ※(建設汚泥リサイクル指針 平成11年10月版より)	許可証に記載されている産業廃棄物の施設が申請書内容と一致しているか  (一致している項目を○で囲んで下さい。)	1. 脱水処理(自然・機械・高度) 2. 焼成処理 3. スラリー化安定処理 4. 乾燥処理(天日・機械) 5. 安定処理(造粒固化等) ※ 移動式でも可
3. 再生材管理状況	製品として売却できる状態で管理保管しているか。	
4. 再生材の取り扱い	再資源化したものが、有価物として、売買されているか。	
総合判断及び意見		
<p>※ この調査は、再資源化が適正に実施されているかを確認するもので、施設の設備や機械、周辺への影響については、許可権者の調査項目である。もし、調査中に問題点等を発見した場合は、直接指導しないで、許可権者へ問題点を通知すること。</p>		

調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

調 査 者 \_\_\_\_\_